

公の施設の指定管理者の指定の件（青少年山の家）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称  
札幌市青少年山の家
- 2 公の施設の位置  
札幌市南区滝野
- 3 指定管理者  
札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号  
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会  
理事長 野崎 清史
- 4 指定期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、青少年山の家  
の指定管理者を指定するため、本案を提出する。